

職員の営利企業への従事等の制限について

1 制限される行為

地方公務員法第38条第1項により、営利企業への従事等の制限として職員に禁止されている行為は、次のとおりです。

(1) 商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、その他人事委員会規則で定める地位を兼ねること

ア 「営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体」には、会社法に基づいて設立される株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社、特例有限会社、その他営利行為を業とする団体が含まれます。

イ 「役員」とは、株式会社の場合でいえば、取締役、監査役のような業務の執行または業務の監査について責任を有する地位にある者及びこれらと同等の権限または支配力を有する地位にある者を言います。

ウ 「人事委員会規則で定める地位」については、職員の営利企業への従事等の制限に関する規則第2条で、顧問、相談役、評議員、参与等の役員で企業の経営に参加する地位にある者としています。

(2) 自ら営利企業を営むこと

ア 「営利企業」とは、商業、工業、金融業等の業態のいかんを問わないものです。

営利を目的とする限り、農業も含まれますが、自家用の飯米や野菜を生産する程度の兼業農家は生業と考えられますので該当しません。

イ 家族等の名義を利用して実質的に職員が営利企業を営むことは、この規定の脱法行為であり服務規律違反となります。

(3) 報酬を得て事業または事務に従事すること

ア 報酬を得て事業または事務に従事することは、それがいかなるものであれ、例えば営利を目的としないものであっても禁止されます。

イ 報酬とは給料、手当等の名称のいかんを問わず、労務、労働の対価として支給あるいは給付されるものを言います。

労務、労働の対価でない給付である講演料や原稿料などの謝金や実費弁償としての車代は報酬には該当しません。

2 営利企業への従事等を行うことの許可

職員は、例外的に知事の許可を受けることによって営利企業への従事等を行うことができます。

ア 営利企業への従事等を行おうとする職員は、別記様式1の営利企業への従事等許可申請書を所属長に提出しなければなりません。

イ 所属長は、職員から兼業の許可申請があった場合において、申請の内容が許可の基

準に適合するときは、部局長に副申するものとします。

3 営利企業への従事等を行うことを許可する基準

職員の営利企業への従事等の制限に関する規則第3条により、次の各号の一に該当する場合を除いて許可することができます。

(1) 職責遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

ア 従事する時間が勤務時間内であっても勤務時間外であっても、職責の遂行に支障が生じたり、その能率に悪影響を与えると認められる場合は許可できません。

なお、従事する時間が勤務時間内であれば、職務専念義務の免除を受けるか、または、年次有給休暇を取得しなければなりません。

イ 兼業しようとする職員の健康、兼業する事業又は事務の内容や兼業先で従事する時間数（以下「兼業時間数」という。）、職務における時間外勤務時間を含めた勤務の状況等を考慮して判断するものとします。

ウ 兼業しようとする職員について、兼業時間数が、週8時間又は1箇月30時間を超えるかどうか、また、勤務時間が割り振られた日において1日3時間を超えるかどうかを目安として、年間の兼業日数や時期を考慮し、「職責遂行に支障を及ぼすおそれがある場合」に該当するかどうかを判断するものとします。

(2) 職員の職務と利害関係があつて職務の公平な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

ア 職務を遂行する上で、職員と兼業先との間に、免許、認可、許可、検査、税の賦課、補助金の交付、工事の請負、物品の購入等の特殊な関係がある場合は許可できません。

ただし、以下のいずれにも該当する場合は、この限りではありません。

(ア) 兼業先が県の出資法人等であつて、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公共の福祉の増進に資するとともに県の事務又は事業と密接な関連を有するものであるとき。

(イ) 県がその施策の推進を図るため職員が役員等（非常勤かつ無報酬に限る。）に就任することが必要であると認められるとき。

イ 県と兼業先との間に相反する利害関係を生ずるおそれや職務の公正を妨げるおそれがある場合は許可できません。

(3) その他全体の奉仕者たる公務員として適当でないと認められる場合

ア 「その他全体の奉仕者たる公務員として適当でないと認められる場合」に該当する兼業先は、原則として別表のとおりとします。

イ 兼業することが公務員としての信用を傷付け、または職全体の不名誉となるおそれがある場合は許可できません。

ウ 報酬を得る場合の報酬額は、社会的常識の範囲内でなければなりません。

なお、静岡県職員倫理規則（平成13年静岡県規則第9号）第13条第1項に定める講演等と同様の事業又は事務を行う兼業においては、「静岡県職員の倫理保持に関する取扱要綱」の報酬基準として示している金額（①講演、討論、講習、研修又は放送番

組への出演等に対する報酬については1時間当たり2万円、②著述に対する報酬については400字当たり4千円)を目安として、社会的常識の範囲を超えているかを判断するものとします。

4 職務執行の公正性の確保

報酬を得ることなく営利を目的としない団体の役員の地位を兼ねること及び報酬を得ることなく事業または事務に従事することは、営利企業への従事等の制限として禁止されている行為ではありませんが、職務の執行の公正性に対する県民の疑惑や不信を招くことのないよう慎重に対応しなければなりません。

(1) 具体的取扱い

無報酬での兼職等であっても、その行為が、「3 営利企業への従事等を行うことを許可する基準」の各号に該当する場合など、地方公務員法が定める信用失墜行為の禁止(第33条)、職務専念義務(第35条)等の規定に抵触する場合は、兼職することはできません。

また、講演料や原稿料などの謝金や実費弁償としての車代は報酬に該当しませんが、謝金等の額は、社会的常識の範囲内でなければなりません。

(2) 疑義ある場合の取扱い

兼職あるいは事業または事務への従事の可否について、判断が難しい場合は、事前に所属長を経由して人事課に相談するものとします。

5 営利企業への従事等の実績報告

営利企業への従事等による弊害を防ぐため、知事の許可を受けて営利企業への従事等を行った職員は、実績報告をすることとします。

ア 許可期間が1年以下の職員は、従事等終了の日から起算して30日以内に、許可期間が1年を超える職員は、翌年度4月30日までに前年度分に係る別記様式2の営利企業への従事等実績報告書を所属長に提出しなければなりません。

イ 所属長は、職員からの営利企業への従事等実績報告書の提出があった場合において、報告の内容が許可の基準に適合するか審査した上で、各部局総務課長等に提出するものとします。

別表

	類 型	3 (3) の該当、非該当の別
①	国、地方公共団体	原則として、3 (3) に該当しないものとする。
②	独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人、公立大学法人	
③	公益社団法人、公益財団法人	以下のいずれかに該当する場合に、原則として、3 (3) に該当するものとする。
④	社会福祉法人	① 団体がその設立目的に沿った活動実績があることを事業報告、活動計算書等により確認することができないとき。
⑤	学校法人	② 許可を行おうとする日前2年以内に、団体又はその役員若しくは役員であった者が、当該団体の業務に係る刑事事件に関し起訴された場合(無罪の判決又は公訴棄却の決定が確定した場合を除く。)又は特定不利益処分(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第4号に規定する不利益処分のうち許認可等の取消しその他の団体の業務運営に重大な影響を及ぼすものをいう。以下同じ。)を受けた場合。
⑥	更正保護法人	
⑦	医療法人	
⑧	特定非営利活動法人	
⑨	一般社団法人、一般財団法人等	以下のいずれかに該当する場合に、原則として、3 (3) に該当するものとする。 ① 定款等に記載されている団体の目的が公務員としての信用を傷つけ、または職全体の不名誉となるおそれがあると認められるとき。 ② 団体がその設立目的に沿った活動実績があることを事業報告、活動計算書等により確認することができないとき。 ③ 直近3年分の事業報告、活動計算書等の資料をHP等により県民が閲覧することができないとき。 ④ 許可を行おうとする日前2年以内に、団体又はその役員若しくは役員であった者が、当該団体の業務に係る刑事事件に関し起訴された場合(無罪の判決又は公訴棄却の決定が確定した場合を除く。)又は特定不利益処分を受けた場合。
⑩	株式会社、合名会社等の営利企業	原則として、3 (3) に該当するものとする。 ただし、以下のいずれにも該当する場合は、この限りではない。 ① 県の出資法人等であって、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公共の福祉の増進に資するとともに県の事務又は事業と密接な関連を有するものであるとき。 ② 県がその施策の推進を図るため職員が役員等(非常勤かつ無報酬に限る。)に就任することが必要であると認められるとき。

